平成２６年（フ）第１６１号
釧路市星が浦大通２丁目１番23号
債務者　鈴木ゆかり
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月７日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１８０号
釧路市昭和中央６丁目22番３号
債務者　豊島　リカ
1　決定年月日時　平成26年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月７日午前９時30分
釧路地方裁判所

破産手続廃止

平成２６年（フ）第２３１号
北九州市小倉北区堺町２丁目１番１号
破産者　株式会社ダイコーテック
1　決定年月日　平成26年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２６号
岩手県宮古市津軽石第14地割88番地
破産者　旭産業株式会社
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２６年（フ）第３５１号
宮城県名取市本郷字焼野92番地の１
破産者　Ｊ．Ｐ．Ｋ．システム株式会社
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６号
山形県南陽市郡山1026番地の17
破産者　有限会社アクア技研工業
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第１１８９号
名古屋市名東区若葉台1401番地
破産者　株式会社ファースト・テクノロジーズ
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４１４号
名古屋市中区錦２丁目13番25号エル・ディスパレホビル602号室
破産者　マスタマクス株式会社
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３９９号
名古屋市千種区仲田２丁目８番７号
破産者　プリーズプレジャー株式会社
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４４号
大阪市天王寺区上汐３丁目２番23号８Ｆ
破産者　アジア物産株式会社
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６５６号
大阪市西区靱本町１丁目11番７号　信濃橋三井ビルディング
破産者　株式会社アソシエイトエイジエンシー
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６０号
大阪府大阪狭山市茱萸木３丁目210番地の３
破産者　株式会社ルートサービス
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５９３号
大阪府大阪狭山市大野台１―32―67、登記簿上の本店所在地大阪府大阪狭山市半田２丁目468番地７
破産者　有限会社知学館
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３０５号
兵庫県高砂市米田町島566番地の７
破産者　有限会社Ｐｒｉｅｒ
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２２２号
奈良市芝辻町４丁目９番地の７　プランヴェール奈良新大宮404号
破産者　株式会社園芸企画
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第９５号
福岡県うきは市吉井町1137番地
破産者　有限会社江副商店
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第２７２号
静岡県沼津市大岡2137番地の14
破産者　株式会社スズハチ
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３７１号
愛知県知立市新林町平草49番地６
破産者　株式会社黎光堂
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第９９号
三重県四日市市久保田２丁目８番１号
破産者　有限会社芙蓉
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１００号
三重県四日市市生桑町2279番地23
破産者　橋本　正之
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係